

平成23年製造業に関する集計確報－平成24年経済センサス-活動調査 (製造業) 確報－について

1 経済産業省では、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）を例年12月31日現在で実施しているが、平成23年については工業統計を中止し、総務省・経済産業省が平成24年2月1日に実施した「平成24年経済センサス-活動調査※」（以下「活動調査」という。）における製造業調査票により、従来の工業統計と同様の事項について調査を行った。

※ 経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的に、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所及び企業を対象として実施したものの。

2 本確報は、本県における製造業について、工業統計との時系列比較を可能とするために、活動調査の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造業事業所（以下「事業所」という。）について集計した資料から作成したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、平成25年8月27日に総務省・経済産業省が公表した「平成24年経済センサス-活動調査（確報）産業横断的集計」（以下「産業横断的集計」という。）の製造業の結果とは異なっている。

3 本確報において、平成23年の数値は活動調査、平成22年以前の数値は工業統計である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、原材料使用額等などの経理事項について、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。また、事業所数、従業者数について、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

4 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている（詳細は用語の説明を参照）。

利 用 上 の 注 意

1 主な用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

本確報においては、調査日（活動調査：平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日。以下同じ。）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（以下「出向・派遣受入者」という。）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（以下「出向・派遣送出者」という。）、臨時雇用者は従業者に含めない。

① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。

② 「常用労働者」とは、次のいずれかをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、調査日直前の2ヶ月（活動調査：平成23年12月及び平成24年1月、工業統計：調査年の11月と12月）において各月18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

③ 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。

④ 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(参考) 産業横断的集計と本確報の従業者数の定義の違いは以下のとおり。

【産業横断的集計の従業者数】

・従業者数 = 事業所に所属する従業者数

【本確報の従業者数】

・従業者数 = 産業横断的集計の従業者数 - 臨時雇用者 - 出向・派遣送出者
+ 出向・派遣受入者

(3) 製造品出荷額等

調査年（活動調査：平成23年1年間、工業統計：調査年1年間。以下同じ。）中における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額、その他の収入額（修理料収入等）の合計であり、内国消費税(*1)を含めたものである。

(*1)内国消費税とは消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税等の合計である。

(4) 現金給与総額

調査年中に支払われた雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及び雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与などの合計である。

(5) 原材料使用額等

調査年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり消費税を含む。

(6) 生産額

次の算式により計算した額

- ・ 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

(7) 付加価値額（粗付加価値額）

次の算式により計算した額

- ・ 従業者30人以上 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料使用額等－減価償却額
- ・ 従業者29人以下 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

(8) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

次の算式により計算した額

- ・ 有形固定資産投資総額＝資産の取得額＋（建設仮勘定の増－建設仮勘定の減）

2 事業所の産業分類

事業所の産業分類にあたっては、調査年中における事業所の製造品出荷額等により日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。

「調査結果の概要」の本文及び統計表における産業中分類の名称については、略称を用いており、正式名称は次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類(*2)
09 食料品	食料品製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11 織 維	繊維工業
12 木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家 具	家具・装備品製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印 刷	印刷・同関連業
16 化 学	化学工業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業

(次頁へ続く)

略 称	産 業 中 分 類(*2)
18 プラスチック	プラスチック製品製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22 鉄 鋼	鉄鋼業
23 非鉄金属	非鉄金属製造業
24 金属製品	金属製品製造業
25 はん用機械	はん用機械器具製造業
26 生産用機械	生産用機械器具製造業
27 業務用機械	業務用機械器具製造業
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機器	電気機械器具製造業
30 情報通信	情報通信機械器具製造業
31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
32 その他製品	その他の製造業

(*2) 1つの事業所が複数の中分類に属する製造品の出荷や賃加工を行っている場合は、主な収入額によって産業分類を決定している。このため同一の事業所であっても、年によってそれぞれの出荷額・加工賃収入額の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

3 集計区分の説明

(1) 規模層区分

小規模層	4人～ 29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

(2) 地区別区分

東部地区	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区	佐伯市
豊肥地区	竹田市、豊後大野市
西部地区	日田市、九重町、玖珠町
北部地区	中津市、豊後高田市、宇佐市

4 統計表中の記号

- 「－（ハイフン）」・・・該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの
- 「 0.0 」・・・四捨五入のため単位未満
- 「 △ 」・・・マイナス
- 「 X 」・・・集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は併せて「X」とした。

5 その他

- (1) 単位未満の数字は四捨五入することを原則としたので、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (2) 表及び図中の増減率や構成比については、原数値から算出しているため、当該表及び図中の数値により算出した値とは一致しない場合がある。
- (3) 表及び図中の構成比については小数点第1位までの表示であるため、内訳の合計が100.0%になるとは限らない。
- (4) 統計表のうち第16表の「品目別統計表」の産出事業所数には、一つの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上される。したがって、事業所の主要な産出品目により産業分類して集計した他の統計表の事業所数とは異なる数値となっている。
- (5) 平成23年における数値は、活動調査の調査時点が平成24年2月1日現在であることなど、厳密には工業統計の数値と連結しない部分がある。数値の解釈にあたっては留意されたい。

6 内容についての問い合わせ先

本確報についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部統計調査課産業統計班（電話 097-506-2450）

関連する調査結果については下記ホームページからご覧になれます。

◆大分県の統計 <http://www.pref.oita.jp/site/toukei/>

◆平成24年経済センサス-活動調査（総務省）

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>

◆工業統計調査（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>